

みずの通信

水野会計事務所

500-8288 岐阜市中鶉 3-70-7

TEL058-273-2484 FAX058-273-2416

2017.3

チャンス

稀勢の里が横綱になって、各地で歓迎の拍手に包まれています。

その横綱に推挙される条件は、2場所連続優勝またはそれに準ずる成績とされています。

そこで、先場所が12勝3敗の準優勝だったことで、当初、巷の意見では、「準優勝といえども12勝3敗では。」というのもあったようです。しかし、3横綱すべてを破り、14勝1敗で先場所優勝した鶴竜の1敗は稀勢の里に敗れた1敗であることを考えると、12勝3敗でもなかなか中身の濃いものであると言えますし、年間最多勝も取っています。

また今場所の14勝1敗の優勝も、「2横綱、1大関が休場して、2大関が負け越すような場所で優勝したとしても。」という意見もあったようです。しかしそれでは、横綱不在の時期は横綱になれないこととなります。白鵬は、「強い人が大関になる。横綱は神様に選ばれた人になる。」と言っていました。これは、横綱になれる絶好のチャンスを神様が与えてくれて、そのチャンスを掴み取ったものだけが横綱になれるという意味でしょう。その絶好のチャンスをつかんだ稀勢の里の横綱昇進に何の不足もありません。

「ここで横綱昇進をさせたら短命横綱で終わってしまうかもしれない、本人のためにも、もう一場所。」などとコメントしている人もいましたが、本人にとっては余計なお世話で、そんなことでこのチャンスを諦めさせられては叶いません。

安倍龍太郎作の「家康(一)自立編」を読みました。家康が今川家の人質である時代から三方が原の戦いまでを描いています。

生死は紙一重、飛躍かどん底かも紙一重、よくもまあ天下が取れたものだと思います。歴史ドラマにはよく天命論みたいなものがありますが、それは結果であって、本人は常に綱渡りのようなものだったと思います。たぶん、「盤石」と思ったときが、一番、危ないときなのでしょう。

個人事業者の必要経費

私は実務家なので、あまり突き詰めて個人事業主の必要経費について考えたことはないのですが、最近のネットや書物の論調に違和感をいただいています。

所得税法の必要経費の定義は大体、次のようになっています。(本当はもっと長いです。)

- 1 売上に直接要した費用は、100%必要経費。
- 2 仕事の関連性が明らかでない費用は家事費といって必要経費性を0%。
- 3 その狭間の経費は、家事関連費といって記帳等で事業の分と家事分を合理的に按分している場合はそれを認める。

過去、所得税の必要経費に関する訴訟等は、そのほとんどが納税者側が完敗しています。そのため、書籍やネット上では、完敗した費用項目については、個人事業主の必要経費としては一切認められないとの解説が目につきます。

でも訴えている納税者側の論法が、少しずつれているがゆえに完敗となっていると思うのです。

争いは、同業者団体の役員としての活動費や同業者との懇親会費、仕事のチャネルを増やしたいとお付き合いを広げるための懇親会等の費用、自己啓発費などです。



裁判等において、納税者側は、その支出がいかに自分の事業に貢献したかをひたすら主張し立証します。自分の売上に如何に間接的に貢献したか等です。

ですから裁判所等もその主張を認めて、実は、その支出に必要経費性があることを認めているのです。そこで、「しかし」がつきます。

「その支出には必要経費性が認められるけれど、生活費的な要素もあることから、100%必要経費ではないので、その必要経費割合が合理的に明らかにできないかぎり、全額必要経費とは認められない。」とされ、全額否認の判断が下がっています。

つまり、100%必要経費だと主張している納税者に対して、裁判所等が事実関係を調べて必要経費割合を算定してくれるわけではないのです。事前に決算書上で一部否認しておいたら、論点も変わって、判決文も違ったものになったのではないかと思うのです。

所得税の必要経費の世界は、基本的にはその多くが按分の世界だと思っています。

全部必要経費だと頑固に言い張らないのが肝要なのです。裁判では完敗になります。

相続の際の養子縁組

自分の孫を養子縁組させ法定相続人を一人増やすことで、相続税対策をするという方法があります。この方法をとったことにより、相続争いとなった事案で、裁判所の判断が下りました。

たとえば、相続人がA Bの2人で、Aの子供Cを被相続人Dの養子としました。

本来の法定相続分は、Aは2分の1、Bも2分の1ですが、Cが養子縁組したことにより、Aが3分の1、Bが3分の1、Cが3分の1になりました。結果としてAとCで3分の2、Bが3分の1となり、Bは不服として、「節税目的の養子縁組に法定相続分を認めるべきでない。」と訴えたわけです。判決は、「節税目的の養子縁組であっても法定相続分は認められる。」というもので、至って常識的な判決でした。

要は、節税目的であっても、相手方の子供の養子縁組を認めるのであれば、自分の子供の養子縁組も親に認めさせたほうがよいという教訓かと思います。



歴史読本

読んでいません。ネット上の知識です。

岐阜信長の特集として岐阜市が数百万円出してKADOKAWAに依頼した「歴史読本」、間違いだらけで、ネット上話題を呼び、アマゾンではプレミアムまでついて売買されているとか。信長450を打ち出している岐阜市としては当初の目的を果たしたことになるのかもしれませんが、天下のKADOKAWAとしての信用は大いに失墜したことになります。

単純な誤字脱字であればこれほど話題とならなかったのですが、さすがに、「岐阜市を三重県」、「笠松町、岐南町を愛知県」、「ハイグレードなホテルを廃グレードなホテル」とされると、原稿を執筆しているライターの問題に及び、笑い話となって、ネットで拡散してしまいました。

マニア向けの本は、マニアが読んで耐えられるレベルでなくてはいけないはずですが、常識まで外れてしまうと、編集者の記事への愛着すら感じないことになります。致命的です。

誤字脱字、見出しと内容が違う等々が30か所以上あるとのこと、校正ミスとの言い訳も利かないでしょう。KADOKAWA、やばいですね。

なお、過去にも、「山下泰裕(柔道家)」と書くべきところを「山下泰裕子(柔道家)」とカラーの表紙に大きく掲載する出版社ですので、岐阜市の一部の職員は危惧はしていたようです。



起きもせず寝もせで夜を明かしては

春のものとながめ暮らしつ(在原業平・伊勢物語)